

「久留米市への誘客等を促すプロモーション業務」委託仕様書

1 件名

久留米市への誘客等を促すプロモーション業務

2 事業目的

福岡都市圏や近県でのメディア露出及び全国的にインパクトのある露出獲得を狙ったプロモーションを行うことで、久留米市への観光誘客及び農産物・地場産品の販売促進、まちの活力向上等を図り、新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済の振興につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月28日(火)まで

4 委託内容

久留米シティプロモーション実行委員会(以下「実行委員会」という。)と協議のうえ、久留米市が持つ魅力を紹介するテレビ番組を制作するとともに、効果的なプロモーションを実施すること。

また、次年度以降に久留米市がメディアリレーション活動を実施する際の手法等についてアドバイスを行うこと。

(1)メディアタイアップ (テレビ番組制作等)

久留米市への観光誘客や経済振興につながる内容のテレビ番組を制作するとともに、他メディアやSNS等との連動により放送の波及効果が狙えるタイアップ企画を実施すること。なお、下記にあげる指定分野・項目の中から企画することとする。

【指定分野・項目】

- ・食 (ラーメン・焼き鳥・日本酒など)
- ・農産物 (野菜・フルーツなど)
- ・文化芸術 (著名人・伝統工芸など)
- ・自然・まち並み
- ・暮らしやすさ

※すべての分野・項目を取り上げる必要はなく、いずれかに絞った提案でも構わない

(留意事項)

- ・制作するテレビ番組の放送時間や時間帯、回数、曜日、事前告知などは、より多くの視聴者を引き付けるよう考慮すること。
- ・テレビ番組の制作過程において、実行委員会との協議を適宜行うこと。
- ・番組出演者を起用する場合、原則として受託者が全ての手配をすることとし、「くるめふるさと大使」など久留米市ゆかりの芸能人・著名人の活用に配慮すること。なお、出演に要する費用は本提案内容に含むものとする。
- ・取材場所との交渉は、原則として受託者が全ての手配をすること。入場料や使用料その他に係る費用は本提案内容に含むものとする。

(2)メディアニーズ把握及びプロモーションに関するアドバイス

メディアのニーズが高い分野や項目等を把握のうえ、久留米市が有する魅力を効果的にプロモーションする方向性や手法についてレポートにまとめること。

なお、レポートについては、次年度以降に久留米市が行うメディアリレーション活動の参考とするものであり、個別具体的な事業提案の記載は不要とする。

(3)効果分析・報告

本業務により放送されたテレビ番組及びタイアップ企画の実績について効果を分析し、報告すること。

(4)会議の開催

メディアタイアップの内容や進捗、課題等について議論するため、実行委員会の求めに応じて会議を開催すること(web会議可)。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

6 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面にて報告し、実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

7 成果品の利用及び著作権等

- (1)成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者である実行委員会に無償で譲渡するものとする。
- (2)実行委員会は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3)受託者は、成果品が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 その他

- (1)受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2)本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については実行委員会と受託者とが協議して定めるものとする。
- (3)契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、実行委員会と受託者が協議して定めるものとする。